

記録の起源と複式簿記の記録（ ）

土 方 久

筆者は、「記録」の起源について、すでに、本誌に掲載したところである。引き続いて、複式簿記の「記録」について取組もうとしたのだが、筆者の停年も目前であることから、研究室を片付けていると、その複写を依頼して、これまでに苦勞して入手しえておきながら、通覧しただけで忘れてしまっている印刷本、特に「ドイツ固有の簿記」を解説する印刷本が多く見出される。しばし片付けるのを中断して、この印刷本を読み返してみると、「ドイツ簿記の16世紀」を解明するのに急いだあまりか、資料不足であったことに加えて、推敲不足、したがって、説明不足であったことを痛感させられる。筆者には気掛かりなところでもあったがために、これまた、しばし中断して、この「ドイツ固有の簿記」について取組んでしまったことから、複式簿記の「記録」について取組むのは、ここまで遅れることになってしまった。改めて、「記録の起源と複式簿記の記録」を解明しようというわけであるが、筆者に残された時間からは、はたして、どこまで解明しうることやら……。筆者なりに納得しうることを本誌に掲載することにしたい。

1. はじめに

2. 「記録」の起源

1) アルタミラの壁画と記録（以上、本誌、56巻3・4号）

2) メソポタミア時代の粘土板と記録

(1) 粘土球の会計文書

(2) 粘土塊の会計文書（以上、本誌、57巻1号）

(3) 粘土板の会計文書（以上、本誌、57巻2号）

3. 複式簿記の「記録」

1) 中世イタリアの公正証書から会計帳簿への移行

2) 貸借記録の会計帳簿

(1) 人名勘定

(2) 人名勘定の改良（以上、本号）

3) 反対記録の会計帳簿

4) 会計帳簿の機能

5) 会計帳簿の検証

4. むすび

3. 複式簿記の「記録」

1) 中世イタリアの公正証書から会計帳簿への移行

さて、複式簿記の「記録」についてである。本来ならば、史実に忠実に、複式簿記が誕生する¹³、¹⁴世紀のイタリア簿記まで遡源しなければならないのかもしれない。しかし、ドイツ簿記の¹⁶世紀から取組んだだけの筆者には、これもまた、軽率に対応しうるはずもない。筆者には、史実を忠実に解釈して解明するとなると、まさに至難の技、不可能でしかないのである。しかし、断片的に散見する史実を適宜に取捨選択して、筆者なりの卑見をまじえながら、これを想像して解明することは可能のようである。

まずは、中世イタリアでは、メソポタミア時代とは相違して、記録するのは「羊皮紙」または「木綿紙」である⁷⁸⁾。この1枚1枚に記録する「紙片帳簿」、さらに、これを綴込んで結束、装釘される「綴込帳簿」に記録することになる。しかも、商業取引の支払手段としては、すでに、鑄造された貨幣、刻印された貨幣が流通、使用されるので⁷⁹⁾、「何をどれくらい」、「何を」全部の個数は「何個」とか、「何を」全部の頭数は「何頭」とか、記録することだけでなく、「何をいくら」、「何を」全部の個数または頭数は「現金でいくら」の金額で羊皮紙または木綿紙に記録することになる。

78) なお、「羊皮紙」は羊のなめし皮。「木綿紙」の素材は綿屑ではなく、亜麻布を中心としたパ口布を原料にしたものであったとのことである。

参照、泉谷勝美著；『スンマへの径』、森山書店 1979年、26頁。

そこで、メソポタミア時代には、「数えることも知った、数も知った人間」、しかも、「文字も知った人間」として、「文字を記録する人間」は、今日の公証人に相当する「会計記録人」である官吏または神官であったことから、「会計文書」に記録される取引事実は、このような会計記録人が保証したことを想起してもらいたい。

これに対して、複式簿記が誕生する前夜の中世イタリアでは、「会計文書」に記録される取引事実を保証したのは、「公正証書」に記録する、まさに今日の「公証人」。公証人である会計記録人である。メソポタミア時代には、「今日の公証人に相当する」会計記録人でしかないのは、官吏または神官が公証人になるために資格試験を課せられたかどうかは疑問。むしろ、これが課せられることもなかったであろうと想像するのに対して、中世イタリアでは、公証人の「アルテ」(arte)(組合、中世ドイツの「ギルト」(Gilde))から課せられる資格試験に合格しさえすれば、公証人になりえたことでは⁸⁰⁾、原則、資格試験、実際には、厳格な資格審査によって国家に任命される「今日の公証人」とは同様である。さらに、メソポタミア時代には、官吏または神官は、都市国家によって生計が保障されたであろうと想像するのに対して、中世イタリアでは、囑託人から支払われる手数料で報酬を得ることで、生計が保障されるので、神官であろうはずもなく、官吏、公吏または官僚ともいえないので⁸¹⁾、まさに自由業である「今日の公証人」とは同様である。

そこで、中世イタリアにおける「公証人」(notarius / notaio / notaro)につ

79) なお、銀と穀物は、簡易な支払手段として商業取引に使用されたが、小麦などの穀物は、品質が低下するばかりか、豊作、不作によっては、供給に変動があるところから、金か銀の貴金属、やがては、金貨、銀貨が使用されるようになったとのこと。これに対して、刻印された貨幣が世界で最初に使用されたのは、前600年頃のリュディア王国(Lydia)。小アジアの西端、古代アナトリア半島(現トルコ領)のリュディア地方を中心に繁栄、世界で最初に鑄造された貨幣、「エレクトン貨」(electrum coin)を使用したことで有名な王国である。金と銀の自然合金を産出したことから、これに刻印を押して使用されたとのことである。

参照、湯浅赳男訳；前掲書、27頁以降。

80) 参照、清水廣一郎著；『イタリア中世の都市社会』、岩波書店 1990年、61頁。

81) 参照、三堀博稿；「公証人公証の基礎理論」、『公証法學』、5号、1976年5月、65頁。

いてである。論説「中世イタリアにおける都市の秩序と公証人」によると、「公証人は中世のイタリア社会の法的側面を特徴づける存在」⁸²⁾。「12世紀以降の」「北・中部イタリアの諸都市は次々に自治権を獲得し、コムーネ（自治都市）(comune) となっていた。事実上、統一的な公権力の存在しない環境のなかで、社会的秩序はコムーネによって維持されるに至った」⁸²⁾。この「自立するコムーネは、この時点ではいまだ公権力として不安定であり、皇帝や教皇のごとき理念上の至向の権力に依存する側面もあった。その都市の社会のなかで法的実務を担うようになったのが『公証人』である。彼らにその法的権限を与えたのは、直接的には都市当局であるが、彼らの公証力・社会的威信の根拠となったのは、多くの場合、皇帝や教皇であった。このような中世の公証人制度の痕跡は11世紀末のジェノヴァ（Genova）に遡るが、12世紀にはその存在が多くの都市の資料から確認されるようになる。公証人制度の確立はまさにコムーネの自立と歩みを同じくしていたのである。

公証人は公的秩序の一端を担うものではあったが、官吏ではない。基本的には、公正証書の作成や契約の登記を請け負い、それに対する報酬を受ける自由業であった。だが同時に、都市行政・司法文書の作成をはじめとする公的実務もまた、彼らの手に委ねられていた。法的専門知識に疎い行政官（都市行政は概して市民によって担われた）を補佐することも、しばしばあったらしい。公私の区別の曖昧な当時の社会にあっては殊に公証人は、いわば公と私の間に立つものであった」⁸³⁾とのことである。

さらに、中世イタリアにおける「公証証書」(instrumentum) についてである。著書『中世イタリア商人の世界 - ルネサンス前夜の年代記 - 』によると、「中世におけるイタリア商人の生活をあとづけてみようとする、かれらにとって『記録する』という行為がいかに重要な意味をもっているか、あらためて感じさせられる」⁸⁴⁾。本来は、「人との約束も、口約束で十分だったと思われる。

82) 徳橋曜稿；「中世イタリアにおける都市の秩序と公証人」：歴史学研究会編；『紛争と訴訟の文化史』，青木書店 2000年，263頁。

83) 徳橋 曜稿；前掲書，264頁。二重括弧（公正人）および括弧内（comuneとGenova）は筆者。

84) 清水廣一郎著；『中世イタリア商人の世界 - ルネサンス前夜の年代記 - 』，平凡社 1982年，150頁。

それに対して、変転きわまりない都市社会に生きている人間にとっては、隣人との関係はこのような安定したものでありえない。今日、約束を交わした相手も、明日はどこかに消え去ってしまうか、あるいは、約束を履行できない境遇におちいってしまうかもしれない。今日の社会とは較べものにならないにせよ、中世都市もいちぢるしく流動性に富む社会であった」⁸⁴⁾。「このような環境の中で、人と人との関係を人為的に形成された『契約』として把握し、それを記録にとどめることによって持続的な効力を確保しようとするメンタリティが広く定着することになる。ここでは、信義による結びつきは、大きな効力を持ちえない。市民たちは、つねに書かれた証拠を武器に、自分たちの利益を守ろうとするのである」⁸⁴⁾。したがって、「『紙に契約を記す』、あるいはより広く『紙に証拠を書く』という習慣は、ヨーロッパの歴史を通じて重要な意義を持っている」⁸⁴⁾。

「それでは、市民にとって重要な意味を持っていた『書かれた証拠』とは何であろうか。それは、ラテン地域に特徴的な法曹である公証人の作成する『公正証書』なのである」⁸⁵⁾。この「公証人は、公正証書の作成と認証にあたり、紛争を未然に防止する任務を負う法曹であり、判・検事、弁護士と並ぶ存在である。ヨーロッパ諸国ではその社会的地位はきわめて高く、たとえばイタリアの場合、競争試験のもっとも難しいのは公証人であるという。

今日、イタリアにおいて保存されている最古の公証人登録簿は、12世紀末のジェノヴァのものである。その記載内容を見ると、多種多様な商品の売買契約や会社ないし組合（コンメンダ（commenda）、ソキエタス（societas）などと呼ばれる）の設立契約に関するものが多い。つまり、中世地中海商業の発展に伴って、公証人による記録の作成が必要とされたのである。初期の時代には、大規模な取引を行なう際には、ほとんどの場合、公証人が介入し、証拠の保全

85) 清水廣一郎著；前掲書、156頁。二重括弧〔公正証書〕および括弧内（commendaとsocietas）は筆者。

しかし、中世ドイツのことではあるが、その資格試験については、「任命に先立って、候補者の試験がおこなわれたが、多くの宮中伯は専門知識を欠いていたので、試験はしばしば形式だけのことであった」とのことでもある。

参照、久保正幡稿；「公証人と法律学の歴史」、『公証法學』、2号、1975年5月、10頁。

を行なったのであろう。しかし、時とともに商品取引に関する登記簿の記載は減少し、これらは次第にそれぞれの商人の帳簿の方に記載されるようになった」⁸⁵⁾とのことである。

そこで、メソポタミア時代には、商業活動が活発になるに伴って、商業取引も増加してくるとなると、官吏にしても、神官にしても、会計記録人がこの増加してくる商業取引に1つ1つ対応しえたとは、事務量的に、とても想像しえないところから、官吏でも神官でもない会計記録人、したがって、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」に記録してもらったことも想起してもらいたい。

これに対して、中世イタリアでは、「商人」自身、「取引相手」の商人は、「数えることも知った、数も知った人間」、しかも、「文字も知った人間」として、「文字を記録する人間」にまで教育されていたのである。著書『中世都市 - 社会経済史的試論 - 』（“*Les villes du moyen âge. Essai d'histoire économique et sociale*”, Bruxelles.）からも、その裏付けを得る。この著書によると、「12世紀の半ばになると、市参事会は、古代の終焉以降におけるヨーロッパ最初の世俗学校である学校を、市民の子弟のためにつくることに熱心であった。この学校の出現によって、教育は、修道院の修練士や未来の聖堂区司祭だけにその恩沢を頒ち与えるものではなくなる。『読み書きの知識』は、商業を営む上に必要不可欠であるからして、もはや、聖職者身分に属する者だけが独占するものではなくなる。市民は、貴族にとっては知的贅沢にすぎなかったものが市民にとっては日常欠くことのできないものであったが故に、貴族よりも先に『読み書きの知識』を身につけた」⁸⁶⁾。したがって、前掲の著書によっても同様。「商業的先進地であったイタリアでは、このような傾向はとくに強かったと思われる。中・上層商人の間で初等教育に対する熱意がきわめて高かった」⁸⁷⁾とのことである。

86) 佐々木克己訳；『中世都市 - 社会経済史的試論 - 』（Pirenne, Henri; *Les villes du moyen âge. Essai d'histoire économique et sociale*, Bruxelles 1927.），創文社 1970年，198頁。

二重括弧（読み書きの知識）は筆者。

参照，清水廣一郎著；前掲書，22頁。

87) 清水廣一郎著；前掲書，22頁。

しかし、メソポタミア時代には、「文字を記録する人間」にまで教育されてはいなかったので、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」に記録してもらったがために、「会計文書」に記録される取引事実は、「商人」自身、「取引相手」の商人が保証しなければならなかったからこそ、会計文書が信頼しうるものであるために、「封筒に入れられた粘土板の会計文書」を作成。これを作成してまで、ごまかされることがないように、改竄されることもないように腐心しなければならなかったことも想起してもらいたい。

これに対して、複式簿記が誕生する前夜の中世イタリアでは、「文字を記録しうる人間」にまで教育されていたとなると、公証人に記録してもらう「公正証書」には、商業取引を記録するとしたら、たとえば、「現金の貸付または借入」の貸借関係。1回かぎりの取引事実を記録するだけの「時点取引」、「断片取引」でしかない。「商人」自身、「取引相手」の商人は、公証人に記録してもらっても、これは判読しえたとにちがいない。公証人に保証してもらうにしても、商人「自身」が判読しうるとなると、「商人」自身、「取引相手」の商人は、もはや、ごまかされることがないように、改竄されることもないように腐心することもなかったのでは、と想像するのである。

しかし、「現金の貸付または借入」の貸借関係については、これに対する「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係も記録しておかねばならない。さらに、「追加貸付」または「追加借入」の貸借関係も記録しておかねばならない。場合によっては、「貸借振替」、さらに、「相互貸借」の貸借関係も記録しておかねばならない。したがって、商人「自身」が記録しうるとなると、反復する取引事実を記録する「継続記録」。商人「自身」が暦順的に記録するのは、証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録する「会計帳簿」である。会計文書である「公正証書」と同様に、会計帳簿としても信頼しうるものであらねばならない。しかし、商人「自身」が記録しうるとなると、「商人」自身、「取引相手」の商人は、もはや、ごまかされることがないように、改竄されることがないように腐心することもあるまい。商人「自身」が会計記録人なのである。公証人に保証してもらうのではなく、商人「自身」が保証

しなければならないのである。したがって、会計帳簿に記録する商人「自身」こそが、むしろ、ごまかすことがないように、改竄することもないように腐心しなければならないようになったのでは、と想像するのである。まさに「複式簿記」が誕生するのである。

事実、前掲の著書によると、「12世紀から13世紀にかけて北・中部イタリアの都市経済は急速な膨張を経験するが、それとともに契約の数は激増し、もはや公証人の手にあまることになる。一方、かつては文盲であった商人たちも、必要から文字の知識を獲得し、やがて自分の手で記録することが可能となる。商品の売買契約について、いちいち公証人のもとで記録してもらうことは、手続上あまりにも煩雑であり、同時に費用がかさむために、少しずつすたれていったのである。それとともに、商業帳簿の証明力が増大し、裁判所もそれを認めるようになる。このような転換は、およそ13世紀末に生じたと考えられている。やがて、14世紀中に商業帳簿の記載方法が整備され、『複式簿記』が成立することになった。公証人の業務は、商業活動の最前線から後退し、不動産の売買や賃借の契約、金銭の貸借契約、遺言、夫婦の財産契約などを中心とするようになる。今日にまでおよぶ公証人業務の伝統は、ほぼこの時期に形成された」⁸⁸⁾とのことである。

さらに、前掲の著書によっても同様。「公証人は、都市生活のおよそあらゆる法的側面に関与した。公正証書はすべて公証人の手になる必要があり、不動産の譲渡、財産の遺贈等、契約に類するものは公証人の許で結ばれた」⁸⁹⁾が、「証書や公証人の登記簿に見られる限り、概して13世紀には商取引契約が多い。だが14世紀までには、比較的遅くまで商取引に公証人を用いたとされるジェノヴァなどを除いて、商取引は公証人を介さずに商人（商社）の個別の帳簿に記されるようになった。13世紀に飛躍的に発展する商業活動なканずく国際取引は、その全契約を公証人の許で結ぶことを不可能にした」⁹⁰⁾とのことでもある。

したがって、複式簿記が誕生する前夜の中世イタリアでは、商業活動が活発

88) 清水廣一郎著；前掲書，157頁。二重括弧〔複式簿記〕は筆者。

89) 徳橋曜稿；前掲稿，273頁以降。

90) 徳橋曜稿；前掲書，274頁。

になるに伴って、商業取引も増加するようになると、本来、今日の公証人が会計記録人であったのに対して、「商人」自身、「取引相手」の商人が、(1)「いちいち公証人のもとで記録してもらうことは、手続上あまりにも煩雑」であることから、(2)「同時に費用がかさむ」ことから、しかも、(3)「商業帳簿の証明力が増大し、裁判所もそれを認めるようになる」ことから、さらに、(4)「国際取引は、その全契約を公証人の許で結ぶことを不可能にした」ことから、商人「自身」はスムーズに会計記録人になったということである。「概して13世紀には」、「商取引は公証人を介さずに商人(商社)の個別の帳簿に記されるようになった」のである。「帳簿に記録する商人」の登場である。『複式簿記』が成立することになったのである。商人「自身」が会計記録人となると、会計帳簿に記録する商人「自身」は、むしろ、ごまかすことがないように、改竄することもないように腐心しなければならなくなったにちがいない。腐心したことによってこそ、「商業帳簿の証明力が増大し、裁判所もそれを認めるようになる」のでは、と想像するのである。

それでは、「何をどれくらい」、「何を」全部の個数または頭数は「現金でいくら」と金額で羊皮紙または木綿紙には、どのように記録するのであろうか。

まずは、公証人が記録する「公正証書」。「何を」の文字を記録するのは、キリスト教の公用語、やがては、法律の公用語でもあった「ラテン語」(latina)。公証人は、契約する当事者の双方から確認を得ることで、「登記簿」(imbre-viatura / protocellum / chartolarium)に記録、場合によっては、関係人、証人の確認も得ながら、「覚書帳」(scheda / schedula)に下書きをしてから、「公正証書」に清書する。ラテン語で記録して文章にするのである。公正証書の末尾には、公証人が署名、書き判(signum)を付すことで完了する⁹¹⁾。さらに、全部の個数または頭数は「現金でいくら」の金額の数字は、ラテン文字であった「ローマ数字」(nimeri romani)で記録する。

そこで、数字については、ローマ数字で記録する場合を参考のために付記することにする。図21を参照。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX

10	20	30	40	50	60	70	80	90
X	XX	XXX	XL	L	LX	LXX	LXXX	XC

100	500	1,000	5,000	10,000	50,000	100,000
C	D	M	$\overline{V}$ / (V)	$\overline{X}$ / (X)	$\overline{L}$ / (L)	$\overline{C}$ / (C)

IV	XXXVIII 30 8	CXVII 100 10 7	CCXXI 200 20 1	CCLXXXI 200 80 1	CXXXIX 100 30 9
4	38	117	221	281	139

図21

これに対して、商人「自身」が記録する会計帳簿。「何を」の文字を記録するのは、中世イタリア、地方地方の「話し言葉」(volgare)⁹²⁾である。しかし、全部の個数または頭数は「現金でいくら」の金額の数字について、インドを起源とする「アラビア数字」(cifre arabiche)で記録するまでには、長い間、根強い抵抗があったがために、公正証書と同様に、会計帳簿には、「ローマ数字」で記録。著書『スンマへの径』によると、13世紀の末葉から、相手勘定の丁数、年号、金額の1部分に「アラビア数字」で記録することはあったが、イタリア

91) 参照；清水廣一郎著；前掲書，155頁以降。

参照，徳橋曜稿；前掲書，269頁。

なお、公証人の「印章」によって押印されることもあったとのこと。「書き判」と「印章」については、「13世紀以来公証人は花押（書き判）のほかに印章を帯びることができた。しかし印章は、署名や謄本の確証のために用いらただけで、花押（書き判）の代わりにはならなかった」とのことである。

参照，久保正幅稿；前掲誌，11頁。括弧内は筆者。

92) 参照，泉谷勝美著；前掲書，22頁。

に現存する会計帳簿にも、複式簿記の印刷本にも、金額を「アラビア数字」で記録ようになるのは、15世紀の中葉の会計帳簿、15世紀の末葉のPacioli, Lucaの印刷本、さらに、15世紀の末葉から16世紀の初頭の会計帳簿であるとのことである⁹³⁾。

すでに、長い間、根強い抵抗があったことは、著書『図説 数の文化史 - 世界の数字と計算法 - 』（„ZAHLOWORT UND ZIFFER, Eine Kurturgeschichte der Zahl“, Göttingen.）からも、その裏付けを得る。この著書によると、「十字軍によって小規模の事業を拡張した大商人および銀行家、その帳簿には、ローマ数字で記録された。この金額は切り離して記録するのではなく、文章のなかに書き込まれたので、これを並記して計算する必要がある」⁹⁴⁾。しかも、「15世紀の初頭になると、（金額）欄で区分して記録するのに、あちこちで、膨大な数字が混在して表示されるようになる。これに対して、新しい数字（アラビア数字）で記録することは、いかに簡単であったか。

しかし、突然に思いもなかった側面から反对者が出現する。いくつか銀行家によっては、インド数字（アラビア数字）で記録したことから、1299年に、フィレンツェ（Firenze）の市議会は、銀行業務に関する条例を公布した。この『両替商組合同約』（Statuto dell' Arte di cambio）には、元帳の金額を数字（アラビア数字）で記録する算術で（modo abaci）、数字を切り離して記録する違反に対して、20 Soldiの罰金を科したのである。そして、これまでのように、『ラテン文字』（ローマ数字）で（per literam）記録、しかも、直接に本文に接続することを規定したのである。

93) なお、15世紀の中葉の会計帳簿は1436年から1440年に記録するGiacomo Badoerの元帳。さらに、15世紀の末葉のPacioli, Lucaの印刷本は1494年に出版。

そして、15世紀の末葉から16世紀の初頭の会計帳簿は1496年から1528年に記録するAndrea Barbarigoの孫Giovanni di Alvise Barbarigoの元帳。

参照、泉谷勝美著；前掲書、60 / 61 / 176 / 330頁。

94) Menninger, Karl; ZAHLOWORT UND ZIFFER, Eine Kurturgeschichte der Zahl, Göttingen 1958, S.244. 括弧内は筆者。

参照、内林政夫訳；『図説 数の文化史 - 世界の数字と計算法 - 』、八坂書房 2001年、335頁以降。

そのように規定したのはなぜか。ごまかしを防止するためであったのである。

簿記についてのヴェネツィア (Venezia) の古い著作は啓発する。『古い数字 (ローマ数字) だけを使用すること。この数字は、新しい算術のそれのように、容易に改竄されえないからである。新しい算術では、ある数字をたやすく別の数字に、たとえば、零 (0) から 6 または 9 にしうると同様に、多くの別の数字も改竄しうる』と。

したがって、信頼しうる会計記録人からは、古い数字 (ローマ数字) について要望する。『数字の字体を精確に形成、鎖の環のように相互に確実に繋ぎ合わせて素早く、しかも、筆先が紙面から離れないように』と。しかも、彼は、金額を切り離して記録しても、1 行 1 行に記録するのに、ローマ数字の前には、(隙間を埋めるための) 横線を引いておく。同様に、ごまかしを防止するために、ローマ数字の末尾の数字の *i* (I の小文字) は、*j* で記録する」⁹⁵⁾ とのことである。

しかも、「アラビア数字」で記録するまでには、約 2 世紀後、複式簿記について、Pacioli Luca によって、世界に現存する最初の印刷本『算術、幾何、比および比例全書』(“*Summa de Arithmetica Geometria Proportioni et Proportionalita*”, Venezia.) が出版される 1494 年でも、中世ドイツのことではあるが、依然として、根強い抵抗がっている。前掲の著書によると、「新しい数字 (アラビア数字) で記録することには、いまなお、不安であった。数字の字体の形状が新しいだけではなく、記録するやりかたにも、不安があった。1494 年に、『さらに、会計専門職 (Rechenmeister) は時として数字で計算するのに、節度を守ること』、そのように、フランクフルト (Frankfurt) の『市専門職簿』(Bürgermeisterbuch) は規定する。会計記録人が新しい数字 (アラビア数字) を時として使用することがあったからである」⁹⁶⁾ とのことである。

95) Menninger, Karl; *a. a. O.*, S.244f. 二重括弧 (両替商組合規約) および括弧内は筆者。
参照、内林政夫訳；前掲書，336 頁。

96) Menninger, Karl; *a. a. O.*, S.245. 二重括弧 (市専門職簿) および括弧内は筆者。
参照、内林政夫訳；前掲書，336 頁以降。

実際、複式簿記について、Pacioloによって、世界に現存する最初の印刷本が出版されるまでの「アラビア数字」の字体から想像するに⁹⁷⁾、これでは、「数字の字体を精確に形成」しえたはずもなく、会計帳簿に記録する商人「自身」が、ごまかすことがないように、改竄することもないように腐心するところではあるまい。むしろ、商人「自身」が、ごまかすことがあるような、改竄することもあるような、そのような危惧が懸念されたとしても不思議ではない。図22を参照。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
950年頃, インド神聖数字	१	२	३	४	५	६	७	८	९	१०
1100年頃, コバル (西サラセン) 数字	۱	۲	۳	۴	۵	۶	۷	۸	۹	۱۰
1335年頃, ヨーロッパ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1400年頃, 同 上	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1480年印刷, 同 上	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1482年印刷, 同 上	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1494年印刷, Pacioli, Luca	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
現代, アラビア	١	٢	٣	٤	٥	٦	٧	٨	٩	١٠

* 「1494年印刷, Pacioli, Luca」のアラビア数字は、筆者が追加。

* 「現代, アラビア」の数字「10」は、筆者が訂正。

図22

97) 参照, 吉田洋一著; 『零の発見 - 数学の生い立ち - 』, 岩波書店 1939年, 10頁。

Cf., Pacioli, Luca; *Summa de Arithmetica Geometria Proportioni et Proportionalita*, Venezia 1494, fol.37.

Pacioli, Lucaについては、姓と名を表記する場合に、「パチョーリ家のルカ」というように、複数形のPacioliを使用して、姓のみを使用する場合には、単数形のPacioloを使用する。

しかし、それでも、「アラビア数字」で記録しようとしたのはなぜであろうか。ローマ数字で記録するなら、5を「補助」に10を底にする、いわゆる10進法であるので、1 (I), 5 (V), 10 (X), 50 (L), 100 (C), 500 (D), 1,000 (M) などの多くの文字、たとえば、1, 2, 3は、その数だけ I を並べて記録、4は(5の1前で) IV, そして、5は V, 6は(5の1後で) VI, 9は(10の1前で) IX, そして、10は X, 11は(10の1後で) XI, 40は(50の10前で) XL, そして、50は L, 60は(50の10後で) LX, 90は(100の10前で) XC, そして、100は C, 110は(100の10後で) CX, 400は(500の100前で) CD, そして、500は D, 600は(500の100後で) DC, 900は(1,000の100前で) CM, そして、1,000は M, 1,100は(1,000の100後で) MC と記録するように、多くの文字を記憶しておかなばならない。しかも、ローマ数字で記録した数字を計算するとしたら、「筆算」で計算するのが容易ではない。

したがって、簿記学者でしかない筆者としては、数学史家からの批判は覚悟して、あえて憶測するに、ローマ数字は、極端には「記録する数字」でしかないのでは、と想像するのである。実際に計算するのは「アバクス」(Abacus)⁹⁸⁾、「算盤」である。著書『零の発見 - 数学の生い立ち - 』によると、「このローマ数字は計算の材料や結果を書き記すのがその主たる役目で計算そのものは多くの場合算盤でおこなわれる習慣であった」⁹⁹⁾とのことである。

そこで、「算盤」についてであるが、前掲の著書によると、「それは、表面に縦横の刻み目を入れた木や大理石の板、あるいはテーブルであった。その上に大理石やガラスなどで作ったクワルティルオーリ (quartiruoli) という小さな玉を置いて計算するのである。ちょうどおはじきのようなものであろう」¹⁰⁰⁾。「小さな玉を計算盤の上に並べて計算するのははなはだ厄介のように思われる

98) なお、「アバクス」はラテン語。「板」または「盤」を意味するギリシャ語の abaks ないし abáktion に由来する。ローマ時代には、遊技、陳列のための平面の板または盤、特に計算の器具としての「算盤」を意味したとのこと。

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.115.

参照、松原秀一・彌永晶吉訳；前掲書，102頁。

99) 吉田洋一著；前掲書，29頁。

100) 清水廣一郎著；前掲書，27頁。括弧内 (quartiruoli) は筆者。

が、¹²進法や²⁰進法が入りまじっている当時の貨幣体系の下では意外にも合理的なものだったのかもしれない。また、ローマ数字の計算に適していることも確かである。位取りのないローマ数字を算盤の上に置きなおすことによって、数の大小が視覚的に鮮やかに示されるからである」¹⁰¹⁾とのことである。

しかし、算盤で計算するとなると、足し算、引き算は、実に簡単であるが、掛け算、割り算となると、実に厄介である。前掲の著書によると、「この『珠並べ算盤』を用いてする加法、減法は極めて簡単」、「しかし、乗法となるとかなり面倒」¹⁰²⁾、さらに、「除法にいたっては」、「減法をくりかえす方法にたよらねばならなかった」¹⁰³⁾ことから、「中世においては計算がいかに不便で難渋であったか。」「実際、この時代には乗法や除法の完全にできる人といったら1つの町に数える程しかいなかったもので、そういう人達は大した学者であるとして特に畏敬の念をもって人から遇せられていたという話さえ伝えられている」¹⁰⁴⁾とのことである。

ところが、「会計帳簿」に記録するとなると、足し算、引き算はもちろん、貨幣の換算、目方や寸法の計算、したがって、単価から金額の計算、利息の計算には、掛け算、割り算が不可欠になる。もはや算盤で計算するよりも、ローマ数字では、「位取り」が不可能であるだけに、「筆算」で計算したほうが容易であるのは「アラビア数字」。インドを起源とする「アラビア数字」で記録すると、零(0)の発見によって、1から9までの10文字を記憶しておきさえするのなら、どのような数字も記録しえようというもので、実に簡単である。しかも、10を底にする今日の10進法からすると、数字の右端を1の位、その右側を10の位、その次の右側を100の位、さらに、その次の右側を1,000の位にすることで、「位取り」を可能にすることから、どのような数字も記録しうるばかりか、足し算、引き算はもちろん、掛け算、割り算は、筆算で容易に計算しうるはずである。

101) 清水廣一郎著；前掲書，27頁以降。

102) 吉田洋一著；前掲書，30頁。

103) 吉田洋一著；前掲書，32頁。

104) 吉田洋一著；前掲書，40頁。

したがって、簿記学者でしかない筆者としては、数学史家からの批判は覚悟して、あえて憶測するに、アラビア数字は「記録する数字」であると同時に、筆算で容易に計算するというで、「計算する数字」でもあるのでは、と想像するのである。前掲の著書によると、中世イタリアの「算盤と算術の学校について」¹⁰⁵⁾、「アルゴリズム (Algorism)」、算術というものは、アラビア数字を用いた計算のことである。筆算もカリキュラムの中に入っていたのかもしれない。この学校は完全に職業教育のためのものであるので、生徒たちは簿記の初歩も勉強しなければならなかっただろう。この時期は、ちょうどフィレンツェやジェノヴァを先頭に、『複式簿記』がその形をととのえつつある時期であった。『簿記は算術の1部門と考えられていた』¹⁰⁵⁾とのことである。

事実、Pacioloによって出版される印刷本は「算術書」。アラビア数字で筆算する事例を解説したところで、「複式簿記」について解説する。さらに、中世ドイツのことではあるが、約4半世紀後の1518年に、Grammateus, Henricusによって、ドイツで最初に出版される印刷本『新しい技術書』(„Ayn neu Kunstlich Buech ...“, Erfurt.)も「算術書」。これまた、アラビア数字で筆算する事例を解説したところで、「ドイツ固有の簿記」について解説する。これ以降は、中世イタリアでも、中世ドイツでも、簿記について出版される印刷本に、会計帳簿に記録するのは「アラビア数字」¹⁰⁶⁾。したがって、中世ドイツのことではあるが、「1494年」に、フランクフルトの「市専門職簿」に規定する、既述の禁令と併せ想像するに⁹⁶⁾、Pacioloによって出版される印刷本こそは、アラビア数字で会計帳簿に記録する「転換点」になったのではなからうか。この「1494年」に出版される印刷本が世界の国々に伝播していったこ

105) 清水廣一郎著；前掲書，27頁以降。二重括弧および括弧内 (Algorism) は筆者。

106) しかし、Pacioloによって出版される印刷本を原型とする「イタリア簿記」がドイツに移入されたのは、約半世紀後の1549年に、Schweicker, Wolfgangによって出版される印刷本『複式簿記』(„Zwifach Buchhalten...“, Nürnberg)。この印刷本では、「仕訳帳」(Gional) にも、「元帳」(Hauptpuch) にも、実は「摘要欄」という表現は見出されないが、摘要欄には、「ローマ数字」で記録、場合によっては、「アラビア数字」と併用して記録する。これに対して、実は「金額欄」という表現は見出されないが、金額欄には、「アラビア数字」で記録する。

参照、拙著；『複式簿記の歴史と論理』，森山書店 2005年，238 / 248頁以降。

とからも、その裏付けを得る。もちろん、この印刷本を支持したのは、会計帳簿に記録する商人「自身」。前掲の著書によると、「実際に数字を取扱う階級であるところの商人や銀行家たちの社会的勢力が増大してきたことが、1片の禁令をもってこの大勢を長くとどめることを許さなかったと考えるほうが真相に近いであろう」¹⁰⁷⁾とのことである。

しかし、前掲の著書によると、「インド記数法禁止の例は」、アラビアを經由したがために、「単に新来の異教の文字に対する反感ということもあったかも知れないが、おおむねその理由とするところはこの新数字が一定していないためにしばしば混乱や間違いがおこるのを防ごうとするということにあったと伝えられる。実際」、「図版(図22)にしめした乏しい例から見ても、算用数字の字体がいかに雑多であったかがうかがわれるであろう」¹⁰⁸⁾とのことである。

したがって、会計帳簿に記録するとなると、商人「自身」が、ごまかすことがあるような、改竄することもあるような、そのような危惧は払拭しておかねばならなかったはずである。アラビア数字にしても、「数字の字体を精確に形成」しておかねばならなかったはずである。簿記学者でしかない筆者としては、これまた、数学史家からの批判は覚悟して、あえて憶測するに、中世イタリアの算術師が「アラビア数字」を記憶し易いように、その合理的な字体を考案したことから¹⁰⁹⁾、「数字の字体を精確に形成」しうようになったのでは、と想像するのである。23図を参照。

1	2	3	4	5	6	7	8	9

図23

107) 吉田洋一著；前掲書，45頁。

108) 吉田洋一著；前掲書，44頁。括弧内は筆者。

109) Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.512.

参照，松原秀一・彌永晶吉訳；前掲書，422頁。

2) 貸借記録の会計帳簿

(1) 人名勘定

そこで、イタリアに現存する最古の会計帳簿は、1211年6月18日の日付のある「フィレンツェの1銀行家の会計帳簿」¹¹⁰⁾、「貸借記録の会計帳簿」である。論説「イタリア会計史」によると、すでに、「繰込帳簿」¹¹¹⁾であるとのことである。わずか2枚の羊皮紙の表裏、4頁の左側の区画と右側の区画に、銀行家にとっては顧客である「借り手」または「貸し手」を人名別に区分して継続記録、債権または債務を計算することでは「勘定記録」である。「人名勘定」(personal account)の萌芽である。

まずは、この羊皮紙の1枚目の表頁の左側と右側、冒頭の区画をこの1枚目の表頁の原文と共に表示することにする¹¹²⁾。図24を参照。

110) この会計帳簿に記録する銀行家は名前不詳であるので、「1銀行家の会計帳簿」と表現。筆者が知見するかぎりでは、「貸付記録」と、これに対する「返済記録」だけの会計帳簿である。

Cf., Lee, Geoffrey A.; THE OLDEST EUROPEAN ACCOUNT BOOK: A FLORENTINE BANK LEDGER OF 1211, in: *Nottingham Mediaeval Studies*, Cambridge, Vol.XVI, 1972, pp.36-47.

なお、この会計帳簿は「羊皮紙」であったことから、「新ローマ法典の裏表の見返しに使用」。「この新ローマ法典は15世紀に起稿されたもので、その後同法典の見返しにこの帳簿断片が使用されたものとみられている」とのことである。

参照、泉谷勝美著；前掲書，22頁。

111) 参照、泉谷勝美稿；「イタリア会計史」：小島男佐夫編著；『会計史および会計学史』（体系 近代会计学VI），中央経済社 1979年，47頁。

112) なお、表頁の左側、冒頭の区画については、泉谷勝美稿；前掲書，49頁以降を参照。さらに、表頁の右側、冒頭の区画については、泉谷勝美著；前掲書，25頁以降を参照。すでに、このような論説および著書があるにもかかわらず、不遜かもしれないが、筆者なりに納得しようと、文章は整理して表現。

Cf., Lee, Geoffrey A.; *op. cit.*, p.36 / pp.37-38.

表頁の左側、冒頭の区画

表頁の右側、冒頭の区画

1211年

(1) Aldobrandino PetroとBuonessegna Falconiはわれわれに総額52libreを各自で支払うべし。18libreについては6月18日に Imperial Mezzani貨幣で彼らに支払った(フインツェの100libreに対して) $34\frac{2}{3}$ の比率。彼らは6月18日に支払うこと。これを支払った期日から延滞するならわれわれが許可するかぎりでは(利息は)1カ月に1libreに対して4denari。証人は Alberto Boldoviniと大聖堂の門番である Quittieri Alberti。さらに(2) Buonessegnaは Massamutino貨幣1に対して12soldiを支払うべし。

(3) Buonessegna Falconiはわれわれに40libreを支払った。Jacopoが期日にこれを持参。さらに(4) 彼は4libre2soldiを持つべし。われわれは6月25日にKalkagnio卿の支払いに彼は持つべしとあるだけを Buonessegnaの口座から控除した。さらに、

(5) 彼は、布地の代金を彼に支払った Tornaquinciを通して2libre19soldiを支払った。さらに(6) Buonessegnaはわれわれに2libreを支払った。6月28日に自分で支払った。さらに(7) Aldobrandinoはわれわれに2libre19soldiを支払った。Giannozoがこれを持参。

1211年

(1) 財布職はPieriの息子である Ristoroと、Sigoliの息子であるJakopinoはわれわれに総額8libre10soldi8dinariを各自で支払うべし。5月20日にわれわれが彼に支払った8libreに対して7月20日に支払うこと。(これを支払った期日から)延滞するならわれわれが許可するかぎりでは(利息は)1カ月に4denari。証人は Alberto BaldoviniとKastagniaci家のKonsiglio。さらに(2) 彼は利益として19soldi4denariを支払うべし。

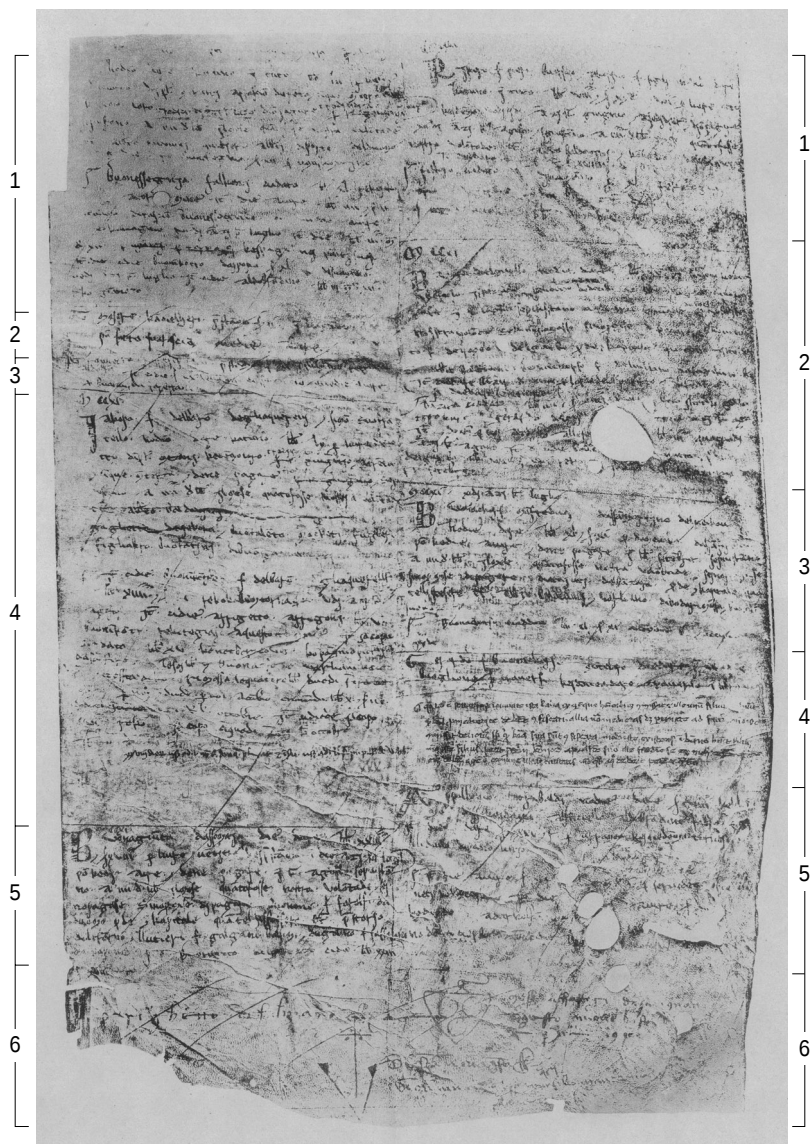
(3) Ristroはわれわれに2libreを自分で支払った。Tegiaioが12月3日にこれを持参。さらに(4) 彼はわれわれに代わって Buonoの息子であるTadellatoに(1212年)3月20日に7libre10soldiを支払った。

* 原文では、ローマ数字で記録するが、便宜上、アラビア数字で表示する。

* 取引番号は筆者。括弧内および原文の区画番号は、Lee, Geoffrey A.; *op. cit.*, p.36-38.を参照。

* 表頁の左側、冒頭の区画、取引番号(1)では、貸付日も返済日も6月18日で、利息を支払わねばならないということは不可解であるが、「これを支払った期日から延滞するなら」と表現することからは、6月18日は利息を計算する「起算日」ということになる。

* 表頁の右側、冒頭の区画、取引番号(2)でも、利息は「利益」(prode)と表現して、「遅延料」として記録しているようである。「利息」と表現するのを巧妙に回避しているようでもある。利息を徴収することが禁止されるのは、1234年に公布されるカトリック教会法の「徴利禁止令」(Dekretale Papst Gregorius IX, c. Nabiganti)したがって、すでに、利息を徴収することに嫌悪感をいだく聖書の文言から、利息を徴収することに対する罪悪感があったからかもしれない。拙著『複式簿記会計の歴史と論理』、森山書店 2008年、94頁を参照。



1211年、フィレンツェの1銀行家の会計帳簿。縦は43cm，横は28cm。

図24

したがって、左側と右側の「区画」自体は「人名勘定」の区画では、銀行家にとって顧客である「借り手」または「貸し手」を人名別に区分して、現金の貸付または借入の「貸借関係」を記録すると、反復する取引事実を「継続記録」していくだけの余白を空けておいて、「さらに」を意味する副詞 (Item) を付しながら、人名勘定に記録する取引事実の間に隙間がないように¹¹³⁾、これに対する「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係、さらに、「追加貸付」または「追加借入」の貸借関係、場合によっては、「貸借振替」、さらに、「相互貸借」の貸借関係を記録して、債権または債務を計算する。

たとえば、この羊皮紙の表頁の左側、冒頭の区画では、取引番号(1)は利息付きの現金の貸付、取引番号(2)は追加貸付、したがって、「債権の発生」を記録する。取引番号(3)は分割返済、したがって、「債権の消滅」を記録する。取引番号(4)は貸借振替、したがって、「債権の消滅」と、この冒頭の区画に記録することはないが、「債務の消滅」を記録する。取引番号(5)も(6)も(7)も分割返済、したがって、「債権の消滅」を記録する。債権を計算するのである。さらに、この羊皮紙の表頁の右側、冒頭の区画でも同様。取引番号(1)は利息付きの現金の貸付。取引番号(2)は利息の貸付(利息付きの貸付であったので、この利息を元金に組入)、したがって、「債権の発生」を記録する。取引番号(3)も(4)も分割返済、したがって、「債権の消滅」を記録する。これまた、債権を計算するのである。

本来、公証人に記録してもらう「公正証書」には、商業取引を記録するとしたら、たとえば、現金の貸付または借入の「貸借関係」の一回限りの取引事実を記録するだけの「時点取引」、「断片取引」でしかなかったはずである。これに対して、「会計帳簿」には、現金の貸付または借入の「貸借関係」について、「一括返済」ばかりか、「分割返済」も記録しておかねばならない。さらに、「追加貸付」または「追加借入」の貸借関係も記録しておかねばならない。場合によっては、「貸借振替」、さらに、「相互貸借」の貸借関係も記録しておかねばならない。したがって、商人「自身」が記録しようとなると、反復する取

113) Cf., Lee, Geoffrey A.; *op. cit.*, p.35.

引事実を「継続記録」。商人「自身」が暦順的に記録するのは、証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録する「貸借記録の会計帳簿」である。会計文書である「公正証書」と同様に、会計帳簿としても信頼しうるのであらねばならない。

そこで、「公正証書」に記録した様式を模倣、まさに踏襲したのために、「現金の貸付」の貸借関係については、会計帳簿に記録する商人「自身」を当事者にして、

「誰それ（借り手）は支払うべし」(… die dare / … dino dare) と記録する。したがって、「誰それは」借主 = 「借方」(debit) と記録することになる。さらに、「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係については、「私に / われわれに支払った」(… diede / … hanno dato) と記録するだけである¹¹⁴⁾。

これに対して、「現金の借入」の貸借関係については、これまた、会計帳簿に記録する商人「自身」を当事者にして、

「誰それ（貸し手）は持つべし」(… die avere / … dino avere) と記録する。したがって、「誰それは」貸主 = 「貸方」(credit) と記録することになる。さらに、「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係については、「私は / われわれは支払った」(… demmo / … avemmo dato) と記録するだけである¹¹⁴⁾。

しかも、公証人は、契約する当事者の双方から確認を得ることで、「登記簿」に記録、場合によっては、関係人、証人の確認も得ながら、「覚書帳」に下書きをしてから、「公正証書」に清書した様式を模倣、まさに踏襲したがためか、会計帳簿には、反復する取引事実を「継続記録」するだけに、商人「自身」はヨリ慎重に記録しようとする。この羊皮紙の表頁の左側と右側、冒頭の区画に記録する人名勘定から想像するに、「現金の貸付または借入」の貸借関係にあっては、金額の多寡によってのようではあるが、現金の支払いについて、「証人」(teste) の確認を得ることで、商人「自身」は会計帳簿に記録、さらに、

114) Cf., Lee, Geoffrey A.; *op. cit.*, p.48.

「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係にあつては、これまた、金額の多寡によってのようではあるが、誰が支払ったか、本人であれば、「自分で」(di sua mano) 持参したことを、本人でなければ、「誰それが持参した」(… recare) か、「関係人」の確認を得ることで、商人「自身」は会計帳簿に記録する。このように記録することによって、「証人」または「関係人」に立証してもらう可能性を得ることで、商人「自身」は会計帳簿を保証しようとするのである。したがって、会計帳簿として記録する、この「人名勘定」は公正証書の域を出るものではない。

(2) 人名勘定の改良

ところが、商人「自身」の利便から記録しようとして、公正証書の域を脱するとしたら、商人「自身」は、「アラビア数字」で記録しようとしたのに加えて、これまた、ヨリ慎重に記録しようとするのではあるが、「会計帳簿」を改良しなければなるまい¹¹⁵⁾。たとえば、債権または債務を計算し易いように改良する。まずは、「金額」のローマ数字を文章から切り離して記録するように改良したのである。さらに、債権または債務を判読し易いように改良する。「債権」または「債務」と、これに対する「返済」を上下に区分して記録、やがては、「債権」と「債務」を左右に区分して記録するように改良したのである。

まずは、「金額」のローマ数字を文章から切り離して記録するように改良。「銀行家の会計帳簿」には、「さらに」を意味する副詞を付しながら、人名勘定に厩順的に記録する取引事実の間に隙間がないように記録して、「金額」のローマ数字は文章のなかに隙間なく記録するので、債権または債務を計算しようとしたら、算盤で計算するにしても困難。筆算で計算するとしたら、「金額」のローマ数字は別紙に書き移して計算するしかないの、なおさら困難である。

そこで、前掲の論説および著書によると、13世紀の中葉の会計帳簿には、取引事実を記録するごとに改行。すでに、13世紀の末葉、1299年の既述の禁令によっては、「数字を切り離して記録する違反に対して」「罰金を科した」⁹⁵⁾に

115) 参照、泉谷勝美著；前掲書，44 / 49頁以降。

もかわらず、さらに、13世紀の末葉から14世紀の初頭の会計帳簿には、文章の1部分となっている「金額」のローマ数字を文章から切り離して、文章の1行目か2行目の右端の欄外に記録。しかも、貨幣単位、たとえば、libre, soldi, denariの単位が縦に揃うように記録して、文章の末尾と金額の間に余白がある場合には、この隙間を埋めるための横線を引いて「金額」のローマ数字を記録。さらに、文章の1部分となっている「金額」のローマ数字を文章から切り離して文章の1行目の右端の欄外に記録。そして、ついには、「金額」のローマ数字を文章からは隔離して、文章の末行の右端の欄外に記録。このように記録することによって、「金額欄」という表現は見出されないが、金額欄に「金額」のローマ数字を記録することで、債権または債務を計算し易いように改良したとのことである¹¹⁶⁾。

さらに、「債権」または「債務」と、これに対する「返済」は上下に区分して、やがては、「債権」と「債務」を左右に区分して記録するように改良。「1銀行家の会計帳簿」には、「さらに」を意味する副詞を付しながら、取引事実の間に隙間がないように人名勘定に暦順的に記録するのだから、「現金の貸付または借入」の貸借関係も、これに対する「一括返済」ばかりか、「分割返済」

116) なお、取引事実を記録することに改行するのは、1241年から1272年に記録する Cambio e Giovanni di Detacomandoの元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書，53頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書，44 / 323頁。

さらに、「金額」のローマ数字を文章から切り離して、右端の欄外，1行目か2行目に記録するのは，1274年から1310年に記録する Gentile de' Sassettiと彼の息子の元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書，53頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書，44 / 49 / 324頁。

さらに、「金額」のローマ字を文章から切り離して、右端の欄外，1行目に記録するのは，1272年から1278年に記録する Baldovino Iacopi Riccomanniの遺産運用簿と，1296年から1305年に記録する Rinieri Fini de' Benziとその兄弟の元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書，54頁。

参照、泉谷勝美著；前掲書，46 / 49 / 324頁以降。

そして、「金額」のローマ数字を文章からは隔離して、文章の末行の右端の欄外に記録するのは，1299年から1300年に記録する Giovanni Farolfi商会の元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書，54頁。

参照、泉谷勝美著；前掲書，46 / 49 / 325頁。

の貸借関係も、さらに、「追加貸付」または「追加借入」の貸借関係も、場合によっては、「貸借振替」、さらに、「相互貸借」の貸借関係も混交して記録されてしまい、債権または債務を判読するのは極めて困難である。

そこで、前掲の論説および著書によると、13世紀の末葉から14世紀の初頭の会計帳簿には、人名勘定を「債権勘定」と「債務勘定」に分類。会計帳簿の前半の頁には、借り手A、Bに区別する「債権勘定」を開設して、この1頁、2頁の上段に「債権の発生」、この1頁、2頁の下段には「債権の消滅」を記録、したがって、「現金の貸付」の貸借関係と「個別的な因果関係」にある、これに対する「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係を記録すると、随時または決算時に、「債権残高」を計算して判読。会計帳簿の後半の頁には、貸し手C、Dに区別する「債務勘定」を開設して、この1頁、2頁の上段には「債務の発生」、この1頁、2頁の下段には「債務の消滅」を記録、したがって、「現金の借入」の貸借関係と「個別的な因果関係」にある、これに対する「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係を記録すると、随時または決算時には、「債務残高」を計算して判読。このように記録することによって、まずは、「債権」または「債務」と、これに対する「返済」を上下に区分して記録、債権または債務を判読し易いように改良したとのことである¹¹⁷⁾。

しかし、「現金の貸付または借入」の貸借関係に加えて、「追加貸付」または「追加借入」の貸借関係も、これに対する「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係も記録するとなると、貸借関係の「個別的な因果関係」は錯綜する。それでも、貸借関係の「個別的な因果関係」は曖昧、希薄ではあるが、貸借関

117) なお、会計帳簿の前半の頁に「債権勘定」、この後半の頁に「債務勘定」を開設したのは、1274年から1310年に記録する Gentile de' Sassetti と彼の息子の元帳、1277年から1296年に記録する Bene Bencivenni の第2貸付帳、1290年から1324年に記録する Filippo de' Cavalcanti の個人帳と、1299年から1300年に記録する Giovanni Farolfi 商会の元帳。

しかし、これとは反対に、会計帳簿の前半の頁に「債務勘定」、この後半の頁に「債権勘定」を開設したものもあったとのことである。

参照、泉谷勝美稿；前掲書、55頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書、50 / 53 / 58 / 324頁以降。

係の「個人的な因果関係」があることでは、「債権」または「債務」と、これに対する「返済」を上下に区分して記録するだけでも、債権または債務を判読し易いように改良しえたかもしれない。

ところが、場合によっては、「貸借振替」、さらに、「相互貸借」の貸借関係も記録するとなると、貸借関係の「個別的な因果関係」は完全に崩壊する。「貸借振替」の貸借関係を記録するとなると、たとえば、借り手Aの債権で貸し手Cの債務を返済するのに振替えられると、「債権の消滅」と「債務の消滅」しかし、「債権」と「債務」だけに区分して記録するがためには、「債権の消滅」は債権勘定に記録するのではなく、債務勘定に「債務の発生」として記録することも、「債務の消滅」は債務勘定に記録するのではなく、債権勘定に「債権の発生」として記録することも可能ではある。さらに、借り手Aの債権を借り手Bの債権に貸換えするのに振替えられると、「債権の消滅」と「債権の発生」しかし、これまた、「債権」と「債務」だけに区分して記録するがためには、「債権の発生」は債権勘定に記録するのに対して、「債権の消滅」は債権勘定に記録するのではなく、債務勘定に「債務の発生」として記録することも可能ではある。これに対して、貸し手Cの債務を貸し手Dの債務に借換えするのに振替えられると、「債務の消滅」と「債務の発生」しかし、これまた、「債権」と「債務」だけに区分して記録するがためには、「債務の発生」は債務勘定に記録するのに対して、「債務の消滅」は債務勘定に記録するのではなく、債権勘定に「債権の発生」として記録することも可能ではある。したがって、会計帳簿の前半の頁に、借り手A、B、C、Dに区別する「債権勘定」と、この後半の頁に、貸し手A、B、C、Dに区別する「債務勘定」を併設することになる。

さらに、反復する貸借関係を継続記録するとなると、むしろ、「相互貸借」は増加する。「相互貸借」の貸借関係を反復して記録するようになるので、貸借関係の「個別的な因果関係」が完全に崩壊することでは、これも同様。たとえば、現金の貸付に「現金の借入」の「貸借関係」、さらに、「商品の掛買い」の貸借関係も記録すると、「債権の発生」と「債務の発生」これに対して、現金の借入に「現金の貸付」の「貸借関係」、さらに、「商品の掛売り」の貸借関係も記録すると、「債務の発生」と「債権の発生」これに対する「一括返済」

ばかりか、「分割返済」の貸借関係を記録すると、「債権の消滅」か「債務の消滅」¹¹⁸⁾。しかし、「債権」と「債務」だけに区分して記録するためには、貸借関係の「個別的な因果関係」を遮断してしまえさえすれば、現金の貸付に対する「現金の返済」の貸借関係は「現金の借入」の貸借関係にもなることで、「債権の消滅」を債権勘定に記録するのではなく、債務勘定に「債務の発生」として記録することも可能ではある。現金の借入に対する「現金の返済」の貸借関係は「現金の貸付」の貸借関係にもなることで、「債務の消滅」を債務勘定に記録するのではなく、債権勘定に「債権の発生」として記録することも可能ではある。したがって、これまた、会計帳簿の前半の頁に、借り手A, B, C, Dに区別する「債権勘定」と、この後半の頁に、貸し手A, B, C, Dに区別する「債務勘定」を併設することになる。

そこで、前掲の論説および著書によると、13世紀の末葉から14世紀の初頭の会計帳簿には、この前半の頁に、借り手A, B, C, Dに区別する「債権勘定」（借方勘定）と、この後半の頁に、貸し手A, B, C, Dに区別する「債務勘定」（貸方勘定）を併設することで、随時または決算時には、債権勘定（借方勘定）に計算して記録する「債権合計」（借方合計）は「債務勘定」（貸方勘定）に振替えられて相殺、債務残高（貸方残高）を計算するか、「債務勘定」（貸方勘定）に計算して記録する「債務合計」（貸方合計）は「債権勘定」（借方勘定）に振替えられて相殺、債権残高（借方残高）を計算するか、したがって、「貸借残高」を計算して判読。このように記録することによって、「債権」または「債務」と、これに対する「返済」を上下に区分して記録するのではなく、債権勘定（借方勘定）と債務勘定（貸方勘定）を併設することで、随時または決算時には、「貸借残高」を計算して記録、債権または債務を判読し易いように改良

118) なお、会計帳簿の前半の頁に「債権勘定」（借方勘定）、この後半の頁に「債務勘定」（貸方勘定）を併設したのは、1296年から1305年に記録する Rinieri Fini de' Benzi とその兄弟の元帳と、1318年から1324年に記録する Francesco del Bene 商会の元帳。しかし、これとは反対に、会計帳簿の前半の頁に「債務勘定」（貸方勘定）、この後半の頁に「債権勘定」（借方勘定）を併設したものもあったとのことである。

参照、泉谷勝美稿；前掲書、56頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書、46 / 58 / 325頁以降。

したとのことである¹¹⁸⁾。

しかし、このように振替えられて相殺する煩雑からすると、やがては、「債権」と「債務」を左右に区分して記録するように改良する。会計帳簿の前半の頁に、借り手A, B, C, Dに区別する「債権勘定」(借方勘定)と、この後半の頁に、貸し手A, B, C, Dに区別する「債務勘定」(貸方勘定)を併設するのではなく、債権勘定(借方勘定)と債務勘定(貸方勘定)を会計帳簿の1頁から4頁、この頁の左側と右側の両側に併記して、さらに、会計帳簿の1丁から4丁、この見開きの左側と右側の両面に併記するなら、「貸借残高」を計算して記録するのは簡単である。

そこで、前掲の論説および著書によると、14世紀の中葉の会計帳簿には、この頁の左側に借り手Aの「債権」と、この頁の右側に貸し手Aの「債務」を併記することで、随時または決算時には、「貸借残高」を計算して判読。しかし、この頁の両側には、債権と債務の金額も記録しなければならないので、実は「摘要欄」という表現は見出されないが、摘要としては、取引事実の内容を圧縮して記録するしかない。そこで、14世紀の末葉から15世紀の中葉の会計帳簿には、この見開きの両面、右側の面に借り手Aの「債権」と、左側の面に貸し手Aの「債務」を併記するなら、これまた、実は「摘要欄」という表現は見出されないが、摘要としては、取引事実の内容を仔細に記録しうること、随時または決算時には、「貸借残高」を計算して判読。このように記録することによって、「債権」と「債務」を左右に区分して記録するように改良したとのことである¹¹⁹⁾。

したがって、この会計帳簿は、商人「自身」にとっても顧客である「借り手」または「貸し手」を人名別に区分する人名勘定、「貸借記録の会計帳簿」である。「債権」と「債務」を左右に区分して記録するように改良した会計帳簿の頁の左側に借り手Aの「債権」と、この頁の右側に貸し手Aの「債務」を併記して、さらに、会計帳簿の見開きの両面、右側の面に借り手Aの「債権」と、左側の面に貸し手Aの「債務」を併記するとなると、「債権」と「債務」だけに区分して記録するためには、現金の借入に対する「現金の返済」の貸借関係は、もはや、「債務の消滅」として、「私は / われわれは支払った」と記録する

こともない。「債権の発生」として記録することも可能ではあるので、「現金の貸付」の貸借関係だけではなく、現金の借入に対する「現金の返済」の貸借関係についても、

「誰それ(借り手)は支払うべし」と記録する。したがって、「誰それは」借主 = 「借方」と記録することになる。

これに対して、現金の貸付に対する「現金の返済」の貸借関係は、もはや、「債権の消滅」として、「私に / われわれに支払った」と記録することもない。「債務の発生」として記録することも可能ではあるので、「現金の借入」の貸借関係だけではなく、現金の貸付に対する「現金の返済」の貸借関係についても、

「誰それ(貸し手)は持つべし」と記録する。したがって、「誰それは」貸主 = 「貸方」と記録することになる。

したがって、イタリアに現存する最古の会計帳簿から約1世紀半後、約2世紀前までの14世紀の中葉から15世紀の初頭の間に、商人「自身」の利便から記録しようとしては、「公正証書」の域から脱して、会計帳簿の見開きの左側の面に「借方」と記録するのに対して、この見開きの右側の面に「貸方」と記録する「貸借記録の会計帳簿」である「人名勘定」は、まさに完成するのである。それだけではない。左右比較の勘定様式、「T字型勘定」の原型が完成したのである。

119) なお、会計帳簿の頁の左側に「債権」、この頁の右側に「債務」を記録するのは、1340年に記録するジェノヴァ市政庁の元帳、1406年から1434年に記録する Soranzo兄弟の元帳(新帳)と、1408年から1441年に記録する San Giorgio銀行の元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書、56頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書、52 / 58 / 327頁以降。

しかし、これとは反対に、会計帳簿の頁の左側に「債務」、この頁の右側に「債権」を記録したものもあったとのことである。

さらに、会計帳簿の見開きの左側の面に「債権」、この見開きの右側の面に「債務」を記録するのは、1382年から1403年に記録する Paliano di Falco Palianiの元帳、1383年から1384年に記録する Francesco di Marko Datiniの元帳、1410年から1417年に記録する Soranzo兄弟の元帳(旧帳)、1427年に記録する Borromeo商会の元帳、1431年から1483年に記録する Barbarigo 商会の元帳と、1436年から1440年に記録する Giacomo Badoerの元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書、57頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書、52 / 58 / 329頁以降。